

農村地域の関係人口に係る実態等調査業務委託仕様書

1 業務名

農村地域の関係人口に係る実態等調査業務委託

2 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で、テレワークが急速に拡大し、場所を選ばない働き方が普及している。

また、これまで農業・農村との関わりが少なかった都市部の人材が農業・農村の価値や魅力を再認識し、都市と農村を往来したり、農村に定住したりする等、「田園回帰」による人の流れが広がりを持ちながら継続しており、こうした都市部の人材が農村地域活性化に貢献する動きが出始めている。

そこで、農村地域と継続的に社会的な関係を持つ企業や個人の拡大を図るため、必要な施策等の検討に向け、企業及び市町村、県外から岐阜県へ移住した者の実態や意向等を調査するほか、関係者間での情報共有等を図る。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月25日（月）

4 業務の内容

(1) 実施企画

業務実施体制、調査方法、調査対象、調査項目、集計・分析方法、スケジュール等の企画をまとめた調査実施企画書を作成する。

(2) 農村地域での活動に対する企業の意向等調査

ア 企業の農村地域での活動実績や関心等を把握するため、企業（500社程度）に対してアンケート調査を実施する。

イ アンケート調査結果を踏まえ、特に農村地域での活動に関心のある企業（10社程度）に対してヒアリング調査を実施する。

ウ 詳細は「農村地域での活動に対する企業の意向等調査特記事項（特記1）」による。

(3) 「半農半X」実践者の実態等調査

ア 農村地域へ移住し、農業に携わりつつ、別の仕事や好きなことをして、積極的に農村社会にかかわっていく生活スタイル（以下、「半農半X」という。）を実践するうえでの課題や必要な支援等を把握するため、県外から岐阜県へ移住した者（以下、「移住者」という。）のうち、「半農半X」を実践している者（10人程度）に対してヒアリング調査を実施する。

イ 「半農半X」に対する市町村の考え方等を把握するため、県内の全市町村に対してアンケート調査を実施するとともに、特に「半農半X」実践者の受け入れ等に関心のある市町村（15市町村程度）に対してヒアリング調査を実施する。

ウ 県、市町村が現に実施している「半農半X」の推進に関連する施策等を体系的に整理する。

エ 詳細は「「半農半X」実践者の実態等調査特記事項（特記2）」による。

(4) 「半農半X」関係者研修会

- ア 「半農半X」の実践事例や推進上の課題等について、関係者の理解を深めるため、有識者による講義、事例発表等を内容とする関係者研修会を1回以上開催する。
- イ 詳細は「半農半X」関係者研修会特記事項（特記3）」による。

(5) 岐阜県「半農半X」検討会（仮称）への出席

- ア 「半農半X」の推進に関連する事業を実施する県庁関係所属で構成される検討会（以下、「検討会」という。）へ出席（3回程度）し、意見や関係施策の照会、業務の中間報告等を行う。
- イ 中間報告は、上記（3）の調査について、9月末をめぐりに中間とりまとめを行い、行うものとする。
- ウ 検討会での照会や報告等のために必要な資料は受注者が作成する。

5 納品

(1) 成果物及び納品物

- ア 報告書（パイプ式ファイルによる簡易製本）1部
- イ 電子データ（Word形式、Excel形式、又はPDF形式） CD、又はDVD1枚
- ウ 回収した調査票等 1式

(2) 納入期限及び納入場所

- ア 納入期限 令和6年3月25日（月）
- イ 納入場所 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁13階

6 業務実施体制

- (1) 実施責任者及び県との各種調整窓口となる業務担当者を配置すること（共同体的場合は、代表法人の者とする）。
- (2) 事業実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- (3) 本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

7 支払条件等

- (1) 県は完了検査の後、受注者からの正当な請求書を受領した日から30日以内に、委託契約額から支出されなかった経費を差し引いた額を支払うものとする。
- (2) 本業務に係る経費は原則受注者の負担とする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受注者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一

部を委託することができるものとする。

(3) セキュリティ対策

受注者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 著作物の利用

別記3「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

(7) 知的財産権の取扱い（著作権は除く）

受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処することとする。

(8) 関係書類等の整備

ア 本業務実施に関する総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿等を整備し、業務終了後5年間は保存すること。

イ 県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受注者に対して報告させ、又は、事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合があるが、速やかに協力すること。委託業務終了後も同様とする。

9 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができ

る。この場合、県に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

1.1 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施計画書及び実施体制表を作成し、県の承認を得ること。

(3) 調査項目、調査対象、実施方法の決定、その他業務の実施に当たっては、県と十分協議したうえで行うものとする。

(4) 業務着手後、速やかに、業務内容ごとの請負金額の内訳がわかる内訳書を提出すること。

農村地域での活動に対する企業の意向等調査特記事項（特記1）

1 調査結果の活用方法

農村地域と社会的関係を持った、継続的な企業の活動を促進するため、企業ニーズにマッチした滞在型プログラムの企画や、施設情報の発信等の参考とする。

<活用の例>

- ・農村地域での企業の社員研修プランの企画
- ・企業の会議や研修に活用できる農林漁業体験施設の紹介・情報発信
- ・農村地域での社会貢献活動に関心のある企業と地域住民活動組織等とのマッチング

2 業務内容

(1) 調査項目等の提案

- ア 次の（2）から（4）の調査について、目的を達成するために最適な調査項目及び調査対象を提案すること。
- イ 上記アは、客観的かつ具体的な根拠に基づく提案とすること。

(2) アンケート調査票等の作成・発送・回収

- ア 企業の農村地域での活動実績や関心等を把握するため、企業500社程度に対してアンケート調査を実施すること。
- イ 調査票は受注者が作成し、県の了解を得ること。
- ウ 調査票の発送及び回収は受注者が行うこととし、発送及び回収の方法（郵送、Webシステム等）は回収率を高めるために最適なものを提案すること。
- エ 有効回答は200件（回収率40%）程度を想定している。

(3) アンケート調査の分析

- ア 回収した調査票は、Excel形式でデータベースとなるよう入力し、回答内容と入力データのチェック、設問に対する回答の整合性チェック（回答不要設問への誤回答、単一選択設問への複数回答等）を行うこと。
- イ 設問毎の単純集計表を作成するほか、調査項目等を軸としたクロス集計表を作成する等、調査結果の活用に最適な手法で分析を行うこと。
- ウ 集計・分析結果から、農村地域での活動の実績がある、農村地域での活動に関心がある等、調査結果の活用方法に鑑み、ヒアリング調査の対象として最適な企業を10社程度抽出すること。

(4) ヒアリング調査

- ア 農村地域での活動の具体的な内容、課題、希望等、企業ニーズにマッチした農村滞在型プログラムの企画等の参考となる情報について、アンケート調査結果を踏まえて抽出した10社程度を対象にヒアリング調査を実施すること。
- イ 調査対象者の選定、日程調整、ヒアリングは、県と協議のうえ、受注者が実施すること。
- ウ ヒアリング調査結果は議事要旨としてまとめ、考察を行うこと。

(5) 対応策の提案

アンケート調査、ヒアリング調査の結果等から、企業ニーズにマッチした農村滞在型プログラム

を企画するうえでの要点等を分析し、企業向けの滞在型プログラムのモデルを提案すること。

(6) 調査対象リストの作成

アンケート調査、ヒアリング調査の対象とする企業は、電子データとしてリスト化すること。

3 定義等

(1) 農村地域とは、農林業的な土地利用が大きな割合を占める地域とする。

(2) 農村地域での活動には、会社以外で業務を行うテレワークのほか、農村地域で実施する会議や企業研修、企業の社会貢献活動（CSR 活動）、社員の福利厚生としての農林漁業体験施設の斡旋等を含むものとする。

4 調査数・郵送料等の積算条件等

アンケート調査、ヒアリング調査について、それぞれ下記の件数を実施することを想定すること。

[アンケート調査] 有効回答 200 社

[ヒアリング調査] 10 社

「半農半X」実践者の実態等調査特記事項（特記2）

1 調査結果の活用方法

「半農半X」の実践者は、就業形態によって、農村地域の抱える様々な政策課題（農業の担い手不足、農地の荒廃、空き家の増加、地域住民の高齢化等）の対応に有効な人材となり得ると考えられる。

そこで、県内の「半農半X」の実践事例や実践上の課題、「半農半X」に対する市町村の考え方等を把握し、岐阜県版「半農半X」の推進の方向性（ターゲットとする政策課題や推進する就業形態等）や推進に向けた効果的な施策等を検討するための基礎資料とする。

<活用の例>

- ・「半農半X」実践者の拡大が、農村地域の集落機能に与える効果の把握
- ・「半農半X」の実践者拡大に必要な支援策
- ・「半農半X」の実践事例の情報発信

2 業務内容

(1) 調査項目の提案

ア 次のイ及びウの調査に係る調査項目について、目的を達成するために最適な項目を提案すること。

イ 上記アは、客観的かつ具体的な根拠に基づく提案とすること。

ウ 検討会や市町村等の意見を踏まえて、調査項目の追加等を行う場合がある。

(2) 移住者のうち「半農半X」実践者に対するヒアリング調査

ア 「半農半X」実践者10人程度に対してヒアリング調査を実施すること。

イ 調査対象者は、県が推薦する者のほか、受注者が提案する者から選定すること。

ウ 調査対象者の選定に当たっては、地域、就業形態（就農形態、農業以外の業種等）に偏りが生じないように留意し、選定理由を整理すること。

エ 調査結果は議事要旨としてまとめ、考察を行うこと。

オ 上記エとは別に、県ホームページ等での事例紹介等を想定し、写真や図表等をまじえ、視覚的に整理された概要版を作成すること。なお、県ホームページ等での公表の可否について、ヒアリング対象者に確認し、その結果を県へ報告すること。

(3) 市町村に対する調査

ア アンケート調査

(ア) 県内市町村の「半農半X」の受け入れや拡大に向けた支援策等に対する考え方を把握するため、県内全市町村に対してアンケート調査を実施すること。

(イ) アンケート調査票は、受注者からの提案をもとに、県のWebシステム（LOGOフォーム）を使用し、県が作成する。

(ウ) 調査票は県が発送・回収し、受注者へCSV形式で提供する。

(エ) アンケート調査の集計・分析は受注者が行い、Excel形式でデータベースとなるよう入力し、回答内容と入力データのチェック、設問に対する回答の整合性チェック（回答不要設問への誤回答、単一選択設問への複数回答等）を行うこと。

(オ) 設問毎の単純集計表を作成するほか、調査項目等を軸としたクロス集計表を作成する等、調査結果の活用に最適な手法で分析を行うこと。

(カ) 集計・分析結果から、特に「半農半X」実践者の受け入れ等に関心があると認められる市町村（15市町村程度）を抽出し、ヒアリング調査対象市町村を選定すること。

イ ヒアリング調査

(ア) アンケート調査結果を踏まえて選定した市町村（15市町村程度）に対し、農村の集落機能の維持等のために必要と考える「半農半X」の就業形態や「半農半X」実践者の支援策に対する考え等について、ヒアリング調査を実施すること。

(イ) 日程調整、ヒアリングは、県と協議のうえ、受注者が実施すること。

(ウ) 調査結果は議事要旨としてまとめ、考察を行うこと。

ウ 関連施策の体系的整理

(ア) 県が提供する資料、「半農半X」実践者に対するヒアリング調査、市町村に対するアンケート調査及びヒアリング調査、その他受注者が実施する調査の結果等を踏まえ、県や市町村が現に実施している「半農半X」の推進に関連する施策等をカテゴリー（就農支援、就業支援、住居支援等）別に整理する等、体系的に整理すること。

(イ) 県が実施している「半農半X」の推進に関連する施策は県が提供する。

(4) 対応策の提案

「半農半X」実践者の実態や市町村の意向等を分析し、「半農半X」を推進することで想定される効果や支援のあり方等、「半農半X」推進の方向性を提案すること。

3 定義等

(1) 農村地域とは、農林業的な土地利用が大きな割合を占める地域とする。

(2) 「半農半X」とは、農村地域へ移住し、農業に携わりつつ、別の仕事や好きなことをして、積極的に農村社会にかかわっていく生活スタイルを意味する。

(3) 「半農半X」の就業形態とは、農業への携わり方（自営農業、雇用就農、自給的農業等）と別の仕事等の組合せのことをいう。

(例) 自給的農業×農泊施設、自営農業×会社員（テレワーク）、営農法人従業員×ボランティア等

4 積算条件等

ヒアリング調査については、15市町村に対して実施することを想定すること。

「半農半X」関係者研修会特記事項（特記3）

1 研修の目的等

「半農半X」の実践事例や推進上の課題等についての関係者の理解を深めるため、県関係機関、市町村等を対象に実施する。

2 業務内容

（1）研修の企画

ア 研修の内容は、有識者による講義、事例発表のほか、受注者が提案する内容とすること。

イ 講師（有識者、事例発表者等）の人選は受注者が提案すること。

ウ 有識者は国や自治体の「半農半X」関連施策に精通している等、ライフスタイルの提言や事例の紹介にとどまらず、政策提言が可能な者を選定すること。

エ 研修の形態はWeb方式での実施を想定しているが、請負金額の範囲内で対面方式とすることができる。

（2）研修会の設営等

ア 受講者に対する案内及び受講者の取りまとめは県が行うが、講師（有識者、事例発表者等）に対する依頼、会場設営、資機材等の準備は受注者が行うこと。

イ 研修会に使用する資料を作成すること。

（3）研修会の運営

研修会の司会・進行等、研修会の運営を行うこと。

（4）研修会概要のとりまとめ

講師や受講者の発言要旨、質疑・応答等を内容とする、研修会の概要を作成すること。

3 積算条件等

（1）受講者に対する案内及び受講者の取りまとめに係る経費を除き、講師に対する謝金・費用弁償、会場設営費等、研修会開催に係る一切の費用は請負金額に含むものとする。

（2）研修の形態はWeb方式で、受講者は50人を想定すること。

別記 1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第 1 条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受注者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第 3 条 受注者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受注者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第 4 条 受注者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から 1 週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受注者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第 5 条 受注者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第 6 条 受注者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第 7 条 受注者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が県に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第 8 条 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又

はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について県に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受注者の管理に属するものに限定するものとし、受注者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受注者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受注者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受注者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、県への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受注者は、県に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受注者は、県の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受注者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受注者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 県は、受注者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受注者の建物も含め実地に調査し、又は受注者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 県は、受注者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受注者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。

2 受注者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、受注者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受注者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受注者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受注者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく県に連絡し、県からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受注者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、県に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受注者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、県に提出しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受注者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受注者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変

更しようとするときも、同様とする。

- 4 受注者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受注者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
(返還、廃棄又は消去)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受注者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。
- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせるはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 受注者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

2 受注者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受注者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 12 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第 9 に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第 13 県は、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めると及び受注者の作業場所を立入調査することができるものとし、受注者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第 14 受注者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 県は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第 1 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受注者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第 2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受注者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受注者に譲渡させるものとする。
- 一 受注者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第 3 県は、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷製本物等の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。
- 2 受注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、県が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、県は、印刷製本物等が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物等の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 県は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当

該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

- 4 県は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受注者の承諾を得るものとする。

(保証)

- 第4 受注者は、県に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受注者は、県に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（DVD-R）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に県に移転する。